



浜松労働基準監督署発表
令和6年6月14日

【担当】

浜松労働基準監督署

署長 松本 政浩

連絡先 副署長 榊原 寿治

(電話) 053-456-8147

令和6年度 全国安全週間に向けた説明会を開催しました

～7月1日から7月7日まで全国安全週間が実施されます～

本年度安全週間スローガン

『危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』

近年、静岡県では労働災害（休業4日以上）が増加の一途を辿っており、浜松労働基準監督署（署長 ^{まつもと まさひろ} 松本 政浩）管内においても令和5年は1,050名（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）もの方が被災する状況となっております。

一般社団法人浜松労働基準協会と浜松労働基準監督署（後援）は、令和6年6月6日、アクトシティ浜松 中ホールにおいて、全国安全週間説明会を開催するに至りました。

当日は出席した約350名の事業場担当者を前に、浜松労働基準監督署署長及び同署安全衛生課長より、令和6年度からの5年間を期間とする第14次労働災害防止計画や、安全週間に取り組むべき事項などについて説明し、7月の安全週間（※1）及び6月の安全週間準備期間（※2）における安全衛生活動の一層の推進をお願いいたしました。



署長挨拶
(松本署長)



安全衛生課長による説明
(安本課長)

浜松労働基準監督署では労働災害を減少させるため、管内事業場への指導、多発する転倒災害の対策や熱中症防止対策（クールワークキャンペーン）等の周知を行っておりますが、安全週間実施期間中は、静岡労働局と連携の上、労働基準監督署長等による安全パトロールの実施等の取り組みを行います。

※1 全国安全週間は昭和 3 年に初めて実施されて以来、人命尊重という基本理念の下、職場での安全意識の高揚と安全活動の定着を図る全国的な取り組みであり、開始以降一度も中断することなく開催され、今年で 95 回目を迎える。

本年度は『危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』というスローガンの下、令和 5 年 7 月 1 日から同年 7 月 7 日までの 7 日間に実施します。

※2 全国安全週間の実効性を上げるために、安全週間の前月（6 月）1 か月間を準備期間として定め、業種横断的な取組事項や業種別の取組事項が定められ、各事業場がその取組事項について総点検等を行うこととされています。

【添付資料】

1. 全国安全週間リーフレット
2. 静岡労働局ぬかづけ運動 リーフレット
3. STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン リーフレット

第97回

全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全

今年で97回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和6年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。



実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ)足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ)職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ)元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ)建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ)輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ)一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「静岡県労働局ぬかづけ運動」実施中！

転倒災害を防止しよう！



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など危険な状態を見つけ、対策を講じていますか？



かいだん

階段や段差のある場所など、転倒リスクの高い箇所に対して対策を講じてしますか？



かたづけ

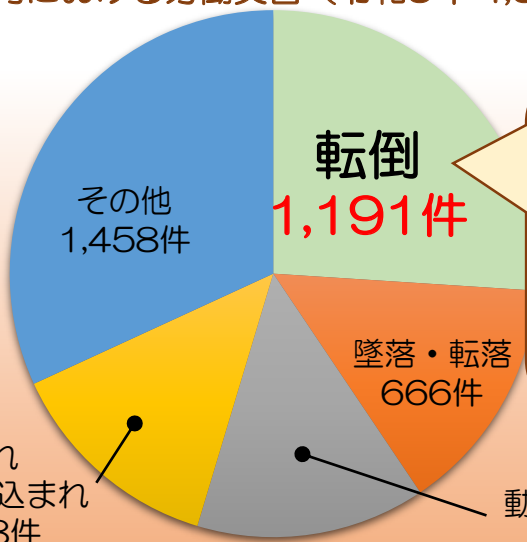
身の回りの整理整頓など、日々、作業への意識づけ、教育などを行っていますか？



毎日の運動

ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県内における労働災害（令和5年 4,576件）

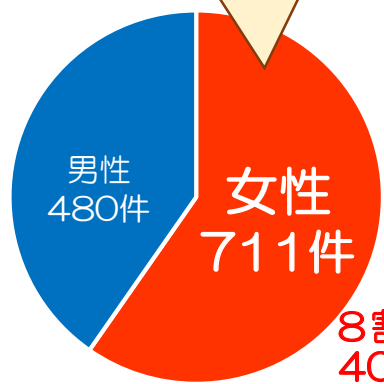


転倒
全体の
26%



静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡県労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

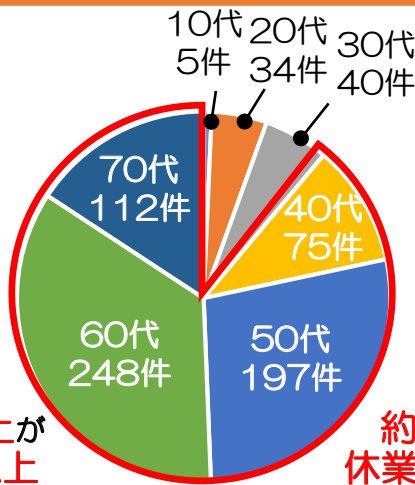
女性が約6割



性別

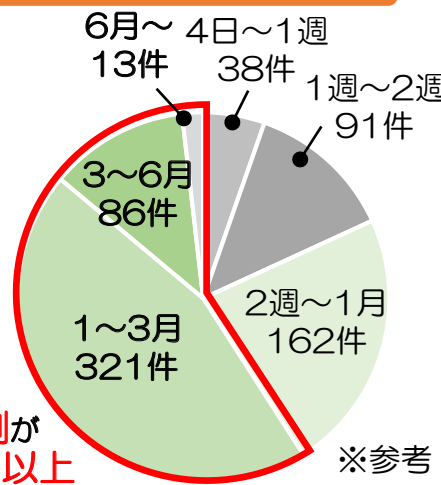
内

8割以上が
40代以上



女性の年代別

約6割が
休業1月以上



女性の休業期間別

※参考

転倒災害の約6割が女性で、内8割以上が40代以上であり、約6割が休業1月以上となっています。

Column

エクオール10mgを12ヶ月摂取すると
骨密度の減少率を抑えられたというデータがあります。

女性ホルモンに似た働きをする注目の成分「エクオール」とは

エクオールとは、大豆イソフラボンの一種であるダイゼインが腸内細菌によって代謝され生まれる成分です。

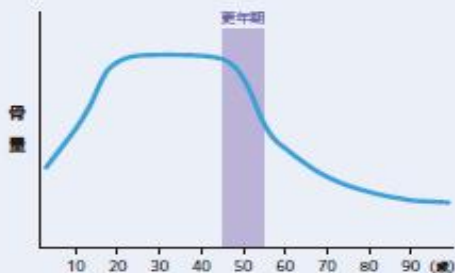
このエクオールこそが、エストロゲンと似た働きをすることがわかっています。ただしエクオールを作れる人の割合は、日本人で約5割といわれています。

若い年代の人では20～30%の人しか作れません。

エクオールを作れる人でも、大豆食品の摂取を心がけ、体内にエクオールがある状態を保てるようにサプリメントなどから摂取することをオススメします。



更年期にさしかかると骨量は急激に減少



骨粗しょう症の予防と治療ガイドライン2015年版より作成

エクオールが骨密度の減少を42%抑制



対象: 閉経後5年未満のエクオール非産生者23例
方法: エクオール群、プラセボ群に分け、1年間観察し、骨密度の変化を測定。
Tousen, Y. et al.: Menopause, 18(5):563-574, 2011



テン トウ
10月10日は『転倒予防』の日

○中央労働災害防止協会「STOP！転倒災害プロジェクト」

<https://www.iisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>

○一般社団法人 日本転倒予防学会

<http://www.tentouyobou.jp/>

参考

STOP！転倒

検索

※転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の前理事長 武藤芳照氏です。

静岡労働局 労働基準部 健康安全課

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 TEL 054-254-6314

【R6.05】

静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**